

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条第 6 項
処 分 の 概 要：免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 道 路 交 通 法 - 第95条の 6 第 1 項及び第 2 項（免許証等の有効期間） - 第101条第 1 項及び第 7 項（免許証等の更新の申請及び定期検査） - 第101条の 2 の 2 第 1 項（免許証等の更新に係る申請先の特例） - 第101条の 3（更新を受けようとする者の義務） - 第101条の 4 第 1 項から第 3 項まで（70歳以上の者の特例） ○ 道 路 交 通 法 施 行 令 - 第33条の 7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準） - 第37条の 6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） - 第37条の 6 の 2（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） ○ 道 路 交 通 法 施 行 規 則 - 第29条（免許証等の更新の申請等） - 第29条の 2 の 2（免許証等の更新の申請等） ○ 運 転 免 許 に 係 る 講 習 等 に 関 す る 規 則 - 第 1 条（講習の基準） - 第 2 条（講習の基準）
審 査 基 準：法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：運転免許試験場、運転免許更新センター、指定された警察署の交通課
申 請 先：運転免許試験場、運転免許更新センター、指定された警察署の交通課
問 い 合 わ せ 先：運転免許試験場、運転免許更新センター、指定された警察署の交通課 運転免許本部免許管理課免許管理第一係 (03-3581-4321(内線7251-5054))
備 考：